

別添3

説明書

1 業務目的

本業務は、県が管理する道路において冬期の安全な交通を確保することを目的とする。

2 応募要件

2-1 単独業者の場合

次の(1)～(3)のいずれも満たす者であること。

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること。（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）
- イ 公示時において岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、公示時において岩手県から庁舎等管理業務に係る指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていないこと。
- ウ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- オ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- カ 令和7・8年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の土木工事若しくは舗装工事に登録されている者又は令和7年度・8年度・9年度庁舎等管理業務競争入札参加者名簿に清掃（道路・公園等）の資格者として登載されている者であること。

(2) 業務執行体制に関する要件

ア 次に掲げるいずれかの条件を満たすこと。

- (ア) 当該業務委託箇所の存する市町村（県南広域振興局土木部（一関土木センター）管内に限る）に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条における経営業務の管理責任者を置く営業所をいう。）を有すること。
- (イ) 当該業務委託箇所内において、過去5か年以内（公示日から起算して5か年以内とする。以下同じ。）に元請（共同企業体の構成員として受注した場合を含む。以下同じ。）として岩手県が発注した道路除排雪業務の実績を有すること。
- イ 当該業務全般を統括する技術者（以下「統括技術者」という。）として、(ア)及び(イ)の条件を満たす者又は(ア)及び(ウ)の条件を満たす者を配置できる者
 - (ア) 参加意思資格確認書の提出期限までに雇用関係にあること。
 - (イ) 過去5か年以内に元請として岩手県が発注した道路除排雪業務に次のいずれかの作業形態で従事したことがあること。

a 運転員

b 連絡員（発注者からの指示又は連絡を受け、運転員に作業指示又は連絡を行う者）

(ウ) 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当すること。

ウ 特記仕様書で指定するとおり、運転員及び除雪機械等を配置できる者。

(3) 業務実績に関する要件

過去5か年以内に元請として次に掲げるいずれかの業務又は工事の実績を有する者

ア 岩手県が発注した岩手県が管理する道路の次に掲げるいずれかの維持修繕業務

(ア) 道路維持修繕業務（全面委託業務）

(イ) 路面損傷復旧業務（パッチング業務）

(ウ) 道路除排雪業務

イ 国土交通省が発注した岩手県内の国土交通省が管理する道路の維持修繕業務又は維持修繕工事（アに掲げる業務に類似する業務又は工事）

ウ 岩手県内の市町村が発注した当該市町村が管理する道路の除排雪業務又は除排雪工事

2-2 特定共同企業体の場合

- (1) 特定共同企業体を構成するすべての構成員が、2-1(1)、(2)ア及び(3)の要件を満たすこと。
- (2) 特定共同企業体として、2-1(2)イ及びウ並びに(4)の要件を満たすこと。
- (3) 特定共同企業体の結成については、岩手県道路除排雪業務委託に係る特定共同企業体要綱によるものとする。

3 説明書に対する質問受付期間、質問受付担当、質問方法及びその回答方法

(1) 説明書に対する質問受付期間

説明書の交付を開始した日の翌日から5日間（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）

(2) 質問受付担当

6(1)に同じ

(3) 質問方法

書面にて3(2)あてに提出

(4) 回答方法

書面による回答をホームページに掲載

4 参加意思確認書について

(1) 作成様式

別添様式1又は様式2による。

(2) 記載上の留意事項

別添様式1又は様式2の注意書き等を熟読すること。

(3) 留意事項

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とすること。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となること。

ウ 提出された参加意思確認書は返却しないこと。

エ 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しないこと。

- オ 提出期限以前における参加意思確認書の差替え及び再提出（応募者の自発的な申出により行われた場合に限る。）は認めるが、提出期限以後における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めないこと。
- カ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあること。
- キ 応募要件を満たさない旨の審査結果通知書を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、県南広域振興局土木部一関土木センター所長に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができること。
- ク 県南広域振興局土木部一関土木センター所長は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する行政機関の休日を除く）以内に、書面により回答することであること。

5 契約成立要件

契約が確定するまでの間において、次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなつた場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しないこと。

- ア 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。
- イ 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止（対象工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。）を対象工事に対応する業種について命ぜられた者で、その処分の期間が経過していない者でないこと。
- ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県土整備部長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- エ 岩手県から措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- オ 公告に定める要件を充足する統括技術者を配置できること。
- カ 公告に定める要件を充足する実績を有すること。
- キ 役員等（個人である場合のその者、法人である場合の建設業法第5条第3号に規定する役員等、及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ク JVの構成員の一部について、上に掲げるいずれかの要件を満たさなくなつた場合又は満たさないことが判明した場合においても、同じ取扱いとするものであること。

6 手続等

(1) 担当

〒021-8503 岩手県一関市竹山町7番5号

県南広域振興局土木部一関土木センター 道路河川環境課 道路環境チーム

電話 0191-34-4654

FAX 0191-26-1425

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年1月28日 17時00分 (1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）すること。

7 その他

関連情報を入手するための照会窓口 6(1)に同じ。